

諮詢書

佐市市生第 87 号
平成29年4月17日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 諒問内容

佐賀市における公共施設の適正化に関する調査・分析業務及び空き家対策事業における住民の個人情報の目的外利用について

2 利用課

総務部 財産活用課 建設部 建築指導課

3 目的外利用を行う個人情報の内容

佐賀市民全員の個人情報（住基情報）でその内容は次のとおりとする。

- (1) 住所（世帯番号含む）
- (2) 年齢
- (3) 性別

なお、当該データの時点は次のとおりとする。

- ①平成22年10月1日（平成22年国勢調査実施年月日）
- ②平成27年10月1日（平成27年国勢調査実施年月日）
- ③平成29年4月1日（特定空き家判定のための基準日）
- ④平成29年10月1日（特定空き家判定のための（半年）経過判定日）
　　（以降半年経過のたび）

4 目的外利用の目的

人口分布は、あらゆる計画の基礎となる資料であり、具体性を持った計画策定を行うためには、精度の高い詳細な人口分布図が必要となる。

従来の方法で人口分布図を作成しようとすると、佐賀市の統計情報としての最小単位は大字町丁目単位であるため、ある程度広い範囲での集計となることから、精度の低いものしか作れないという問題がある。

今般、情報課により、住所とその位置を示す座標を結びつけるデータ（住所辞書）が整備されたことで、佐賀市民の情報（住所・年齢・性別）を、住所をキーとして地理情報システム（GIS）上に表示することが可能となったことから、精度の高い人口分布図等を効率的に作成したい。

5 目的外利用を行う個人情報を必要とする背景

少子高齢化の進展による人口減少社会において、市街地の低密度化の進行に伴い日常生活に必要な都市機能（医療、福祉、商業等）の喪失や地方財政状況の悪化等が懸念される中、持続可能な都市経営を行うためのまちづくりが強く求められている。

このため、まちづくりの方針や計画策定に資する都市構造の客観的かつ定量的な分析を行い、まちの現状の評価や課題の抽出を行う必要がある。

（1）佐賀市における公共施設の適正化に関する調査・分析業務

佐賀市の公共施設は、平成17年及び平成19年の2度にわたる市町村合併後も当時のまま維持し続け、施設数は477施設（延べ床面積777,168m²）であり、その約4割が大規模改修が必要となる時期（建設後30年を想定）を超えていている。

さらに、20年後には、大規模改修等が必要となる施設数は、約9割となる見込みであることから、持続可能な公共サービスの提供の場である施設の維持管理費が財政面で大きな負担となる。しかし、これらの公共施設で提供している行政サービスの中には、重複する行政サービスが少なくなく、行政サービスを提供する“場”である公共施設も同様である。

こうした背景を受け、公共施設の集約化、多機能化、複合化による施設の総量減少や、計画的な長寿命化を図る等施設の適正化を図ることが求められている。

そこで、住基情報の目的外利用により構築された人口分布図を用いて、都市全体や地区別の人口分布、高齢化の推移等人口の現状を把握し、将来見通しについて分析した上で、公共施設のあり方を検討する必要がある。

（2）空き家対策事業

人口減少や既存建物の老朽化、社会ニーズの変化等により、空き家が年々増加しており、適切な管理が行われていない空き家は、安全性の低下や公衆衛生の悪化等多岐にわたる問題が生じている。今後、空き家の数が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが予想される。

空き家の情報収集については、法の指針では「市町村が空き家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、まず各市町村の区域内の空き家等の所在やその状態を把握することが重要である。」としているが、実際に所在を把握するためには市全域の現地調査等が必要であり、調査時間や多額の経費を要する。

現在実施している空き家等対策は、近隣からの通報や実態調査による情報をもとに実施しているが、新たに生じた空き家の所在情報については、空き家の老朽化により問題が生じる等

の原因で、近隣からの通報等があったもの等に限られている。

そのため、住基情報の目的外利用により構築された人口分布のデータを用いて、空き家の位置を把握し、地域ごとの支援施策の検討や所有者に対する空き家の利活用に関する情報提供、迅速な適正管理指導等を行っていくこととした。

6 目的外利用を行う個人情報に関する取り扱いと活用方法

(1) 個人情報の取扱い方法

市民生活課が保有している「住基情報」のうち、住所、年齢、性別を各時点で抽出し、地理情報システム上に取り込み、住所辞書を用いて年齢、性別を属性値として持つポイントデータを作成する。

(人口分布図の作成)

- ①作成したポイントデータを100m四方の図画割り（100mメッシュ）ごとに年齢別、男女別で集計
- ②集計結果を人口分布図（100mメッシュ）として図化（人口別、世帯別、三区分別（年少人口・生産年齢人口・老人人口）等）
- ③集計結果を用いて将来人口を推計し、人口分布図等を作成

(空き家の位置把握)

- ①作成したポイントデータと地形図を重ね、住宅上に人のポイントがあるかを確認
- ②人のポイントが無い住宅を空き家と仮定し、現地調査を行う。
- ③継続して判定するため、同様のデータ作成及び現地調査を半年経過のたびに行う。
- ④世帯人員数や年齢構成から高齢者のみの世帯の情報を把握することにより、今後空き家になる可能性が高い建物を把握する。
- ⑤作成したポイントデータは、建築指導課内の個別地理情報システムに保管する。

(2) 成果情報の活用について

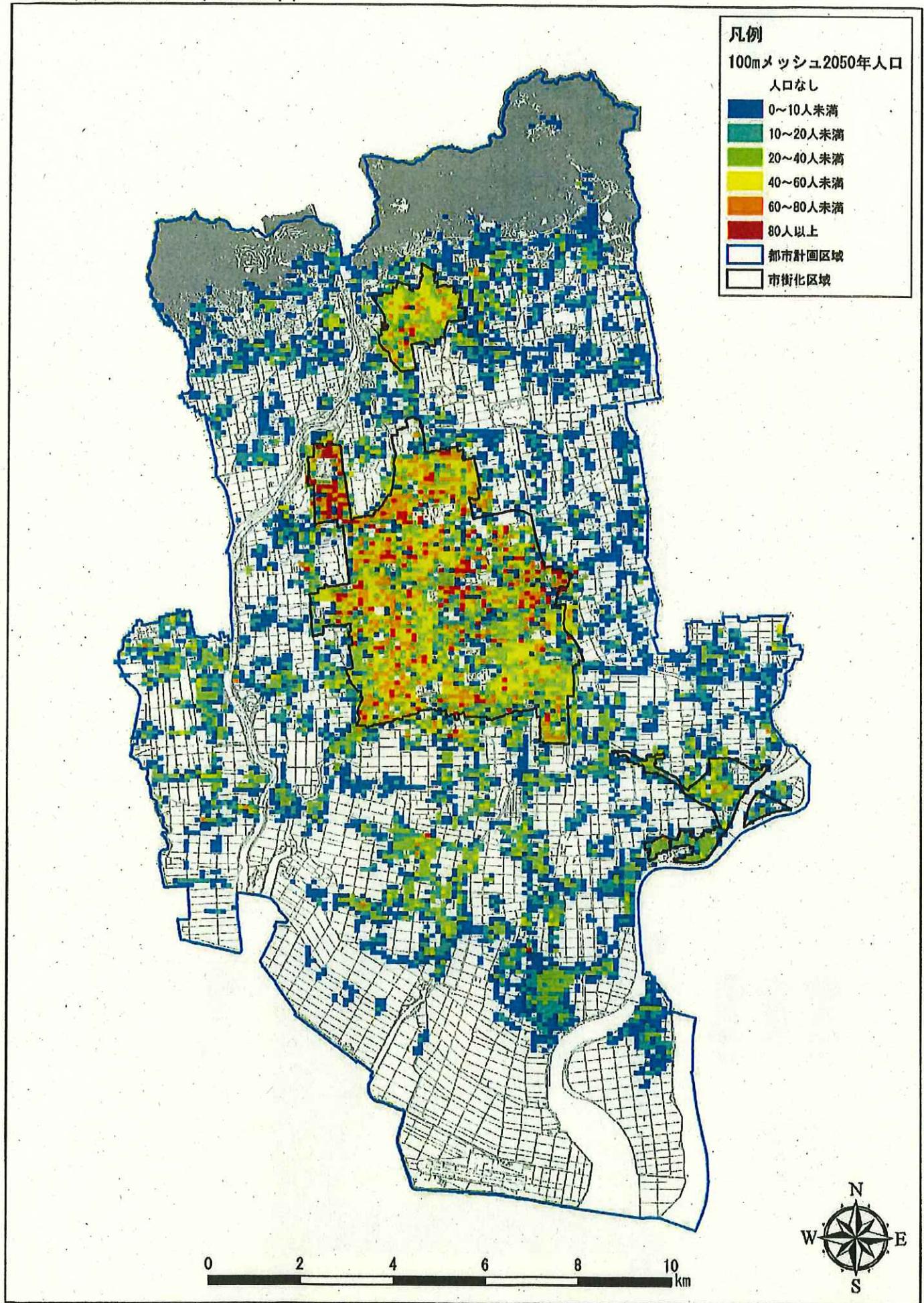
佐賀市における公共施設の適正化に関する調査・分析業務を所管する財産活用課及び当該業務を補佐する都市政策課、空き家対策事業を所管する建築指導課において、個人情報の特定ができない範囲で情報の共有を行う。なお、当該情報の最終成果物である各時点のポイントデータは、建築指導課内の個別地理情報システムに保管する。

また、人口分布図等については、個人情報を含まない統計資料として統合型GISに搭載する等佐賀市の各分野における政策立案の参考資料として活用していく。

7 目的外利用期間 平成29年4月30日～

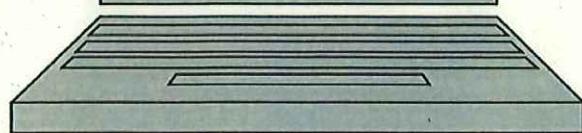
8 情報所管課 市民生活部市民生活課

100mメッシュ人口(2050年)

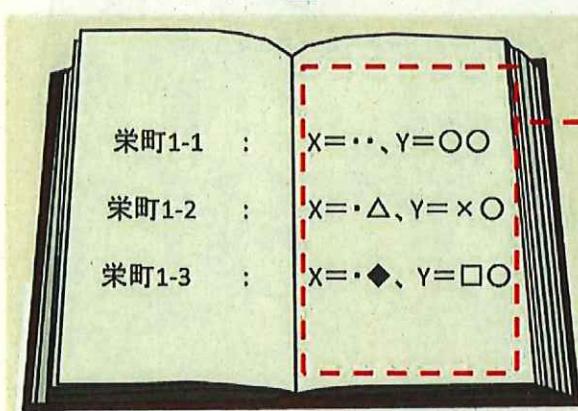


住民基本台帳 (住基データ)

住所	年齢	性別
佐賀市栄町1-1	38	男
佐賀市栄町1-1	35	女
佐賀市栄町1-1	4	男
佐賀市栄町1-2	81	女
佐賀市栄町1-3	58	男
佐賀市栄町1-3	52	女



住所辞書



アドレスマッチング

地形図等

